

# 官報 號外

大正十五年三月二十一日 日曜日

## 内閣印刷局

### ○第五十一回 衆議院議事速記録第三十三號

大正十五年三月二十日(土曜日)午後一時十  
四分開議  
議事日程 第三十二號  
大正十五年三月二十日

第一 出版物法案(政府提出)  
第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉  
第三 歌謡法案(政府提出、貴族院送付)  
第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉  
第五 民事訴訟費用法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
第六 民事訴訟費用法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
第七 商事非訟事件印紙法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
第八 非訟事件手續法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
第九 人事訴訟手續法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
第十 種費法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
第十一 民法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
第十二 破産法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)  
第十三 明治三十二年法律第五十號中改正法律案(外國人ノ署名捺印及無  
資力證明ニ關スル件) (政府提出、貴族院送付)  
第十四 刑事訴訟法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會 第一讀會 第一讀會 第一讀會  
第一讀會 第一讀會 第一讀會 第一讀會 第一讀會 第一讀會  
第一讀會 第一讀會 第一讀會 第一讀會  
第一讀會 第一讀會 第一讀會 第一讀會 第一讀會  
第一讀會 第一讀會 第一讀會 第一讀會 第一讀會 第一讀會  
第一讀會 第一讀會 第一讀會  
第一讀會  
第一讀會  
第一讀會

第十四回 勞働爭議調停法案(政府提出) 第一讀會(續)(委員長報告)  
第十五回 産業組合法中改正法律案(政府提出) 第一讀會  
第十六回 部落問題ノ國策樹立ニ關スル建議案(有馬義事君外十二名提出)  
第十七回 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉  
第十八回 大正十三年法律第十號中改正法律案(高等諸學校震災復舊諸費ニ關スル豫算ノ施行ニ關スル件) (政府提出)  
第十九回 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉  
第二十回 王公族ノ權義ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)  
第二十五回 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉  
第二十二回 大正十三年度第一豫備金支出去  
第二十三回 大正十四年度豫備金支出去  
第二十四回 大正十四年度豫備金支出去  
第二十五回 大正十五年度豫備金支出去  
第二十六回 北海道土地改良ニ關スル建議案  
第二十七回 議員梅田寛一君ノ行動ニ關スル調査ノ件(委員長報告)  
第二十八回 議長(柏谷義三君) 諸般ノ報告ヲ致セマス  
第二十九回 (書記官朗讀) 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉  
第三十回 (第三號) 大正十五年度歳入歳出總豫算追加案  
第三十一回 (特第一號) 大正十五年度各特別會計歳入  
第三十二回 (特第一號) 大正十五年度各特別會計歳入  
第三十三回 (以上三月十八日提出) 一去十八日貴族院ヨリ受領シタル政府提出  
第三十四回 王公族ノ權義ニ關スル法律案  
第三十五回 一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ  
第三十六回 社交舞踏取締法案  
第三十七回 提出者 二木 淑君  
第三十八回 提出者 井本 常作君  
第三十九回 提出者 森田 金藏君  
第四十回 提出者 柏田 忠一君  
第四十一年 輸出羽二重精練業法中改正法律案  
第四十二回 提出者 山本 厚三君  
第四十三回 提出者 浅川 浩君  
第四十四回 手代木隆吉君

議院法中改正法律案 提出者 中林 友信君  
永田善三郎君 田淵 豊吉君  
大正六年二月二十六日 至大正九年六月二十五日  
時軍事費特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過支出  
小池 仁郎君  
山本 厚三君 神部 爲藏君  
澤田 利吉君



一昨十九日當任委員理事補闕選舉ノ結果左

ノ如シ

豫算委員

理事 植原悅二郎君 (理事志賀和多利)

君本月十一日辭任ニ付其ノ補

決算委員 野原種次郎君 (理事松山兼三郎)

君本月九日辭任ニ付其ノ補  
闕)

一昨十九日委員長及理事互選ノ結果左ノ如

シ 製鐵業獎勵法改正法律案(政府提出)外二

件委員 加藤政之助君

委員長 岩切重雄君

土地賃貸價格調査法案(政府提出)委員

委員長 植場平君

山内範造君

川原茂輔君

村山喜一郎君

小川鄉太郎君

海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ伴フ

損害ノ補償ニ關スル法律案(政府提出)委

員 委員長 理事

山本厚三君

田中隆三君

明治三十三年法律第七十三號衆議院議員

選舉法中改正法律案(政府提出)外四件委

員 委員長 理事

澤田利吉君

石坂豊一君

大正九年ニ於ケル尼港事變及「オコーツク」事變ノ爲損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル法律案(政府提出)委員

委員長 理事

井口延次郎君

池田泰親君

都市計畫法中改正法律案(政府提出)外一  
件委員

委員長 小島證作君

太田信治郎君 理事 加藤錄五郎君

矢野鉢吉君

動ニ關スル調査ノ件委員湯淺凡平君辭任

ニ付其補闕トシテ土屋清三郎君ヲ孰レモ

波安一郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ藤井

敬慎君中村嘉壽君ヲ議員梅田寛一君ノ行

動ニ關スル調査ノ件委員湯淺凡平君辭任

ノ救恤ニ關スル法律案委員山田助作君志

波安一郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ藤井

議長(柏谷義三君) 是ヨリ會議ヲ開キマ

ス、御諮詢致スコトガアリマス、第一部

選出豫算委員松山常次郎君、第八部選出豫

算委員小野義一君、右兩君ヨリ當任委員辭

任ノ申出ガアリマス、許可スルニ御異議ア

リマセヌカ

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(柏谷義三君) 御異議ナシト認メマ

ス、其部ノ諸君ハ速ニ補闕選舉ヲ行ヒ届出

アランコトヲ望ミマス、議事進行ニ關シテ

三土忠造君ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマ

ス、之ヲ許シマヌ——三土忠造君

〔三土忠造君登壇〕

○三土忠造君 一昨十八日ノ本會議開會ニ

先ダチマシテ、議會期切迫ノ際、重要議案

ノ堆積致シテ居リマル情勢ニ鑑ミ、各派

交渉會ヲ開キマシテ、當日ハ特ニ午後十時

頃マニ議事ヲ續行致シマシテ、成ベク議事

ノ進行ヲ圖ルト云フ中合セヲ致シ、吾々モ

喜ンデ此申合セニ同意ヲ致シタ次第アリ

マス、然ルニ當日午後ノ八時頃アリマシ

タカ、彼ノ重要法律案ノ一タル出版物法律案ノ

出席ガナク、政府委員モ亦僅ニ數名ヲ算フ

出席ナカナルノニアリマス、仍テ吾々ハ斯様ナ重大問題 即チ此法律案ノ制定如何ニ依リマシテハ、國民ノ思想風教ハ勿論、人權ノ消長、國家ノ隆替ニ至大至重ノ關係ヲ有スル法律案ノ上程ニ際シマシテ、幾多疑義ヲ懷イテ居リマスガ爲ニ、質疑通告者モ數名トモ此三大臣ノ御出席ガナケレバ、此議事ノ進行ハ不可能アルヤ考ヘタノニアリマス、尤モ貴族院ニ於キマシテ重要法案ノ審議中アルトカ、或ハ樞密院ニ於テ緊急事項ノ御諮詢中アルトカ云フヤウナ場合、大臣ノ御出席ガ不可能アルヤウナ事情ガアリマスルナラハ、或ハ日程ノ變更ヲ致シテ機宜ノ處置ヲ講ジナケレバナラズノデアリマスケレドモ、當時吾々ガ如何ニ考ヘテ見マシテモ、左様ナ重要ナ、各國務大臣ガ一人モ出席出来ナイヤウナ重大ナ問題ハ、院外ニ於テハ起テ居ラヌト考ヘタノデアリマス(ヒヤー)拍手)仍テ吾々ノ同僚ヨリ致シテマシテ、少クトモ内務大臣、文部大臣、司法大臣ノ御出席アランコトヲ要求致シマシテ所ガ、三天臣共何處ニオキダニナルカ行方不明ト云フヤウナ状況デアタノデアリマス(拍手)是ニ於テ一時休憩ヲ致シ、改メテ再開致シマシタガ、尙小各大臣ノ御出席ダナカタノデアリマス、後ヨリ承レバ當時各國務大臣ハ、或ハ宴席ニ出席セラレテ杯盤ノ間ニ談笑享樂ニ耽テ居リウデアリマス(拍手)現ニ若櫻總理大臣ハ遠シク、酒氣ヲ帶ビテ出席サレマシテ、吾ヲシテ深ク遺憾ノ念ヲ懷カシメタノデアリマス(拍手)斯ノ如キ重大法律案ノ提出シテ例ヲ見ナカタノニアリマス(拍手)當日ノ重慶モ宴會ニ出席シテ、國事ヲ抱棄シテ置クト云フヤウナコトハ、吾々未だ曾テ左様ナシマス、然ルニ當日午後ノ八時頃アリマシテ、引續キ重大ナル法律案ガ多々アルニ拘ラズ、國務大臣ノ席ニハ一人ノ大臣ノ御出席ガナク、政府委員モ亦僅ニ數名ヲ算フ

ス、此法律案ノ説明ヲ、一政府委員ニ委ネマシテ主管大臣カラ内務大臣ハ御出席セラレテ、各派申合ニ依テ、十時頃マニ議事ヲ繼續スルト云フコトニ付キマシテハ、是が國民ノ風教迫害也、世道人心ニ如何ナル影響ヲ及ボスト御考ニナル儀表デナケレバナラズノデアリマス、然ルニ斯ノ如キ無責任、不誠實、不眞面目ナル行動ヲ敢テシテ、是ガ國民ノ風教迫害也、世道食不忘レテ國事ノ重大ナルコトヲ考ヘテ、議事ノ進行ヲ圖ルテ居ル際ニ、議院ニ出席セズシテ宴會ニ出席ラシテ居タ云フヤウナ事柄ニ付キマシテハ、茲ニ國民ニ向テ明ニ御證明アツテ然ルベシト考ヘルノデ

アリマス(ヒヤー)、拍手)故ニ政府ニ於キマシテハ、此際左様ナ吾々カラ申セバ不都合ナル行動ヲサレマシタニ付キマシテ、赤誠ヲ披瀝シテ卒直ニ吾々ニ向テ、御辯明アランコトヲ希望致シテ置キマス

○議長(柏谷義三君) 若槻内閣總理大臣  
〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕

○國務大臣(若槻禮次郎君) 一昨十八日ノ議事ノ際ニ於キマシテ、私ヲ始メトシテ關係國務大臣ガ出席シテ居リマセナカッタコトハ、如何ニモ不都合デアリマシテ遺憾ノ至リデアリマス、將來ハ斯ノ如キ事ノナイコトニ、深ク注意スル心得デアリマス

○議長(柏谷義三君) 是ヨリ日程ニ入リマス、日程第一:(第2回開キマス)出版物法案ノ續ヲ開キマス

## 第一 出版物法案(政府提出)

## 第一讀會(前會ノ續)

○安藤正純君 私ハ簡單ニ出版物法案ニ對シマシテ質問ヲ試ミタイト思フノゴザイマス、明治四十三年ノ改訂以來十七年間其儘トナフテ居リマシタル現行ノ新聞紙法ハ、時代ノ進歩ニ副ハズ、政府ガ此際言論自由ノ精神ニ則リマシテ、今新聞紙法其他ヲ改正シテ、茲ニ出版物法案ナルモノヲ御提案ニナリマシタコトハ、時代ノ精神ニ副ハズ、シテ是ハ嘉スベキ事ト存ズルノゴザイマス、併ナガラ能ク此出版物法案ヲ通觀致シマスルト、言論自由ノ精神ガ到ル處ニ於テ裏切ラレテアルト云フコトヲ遺憾トスルノデアリマス、是モ今回ノ出版物法案ニ於キマシテハ、第十條ニ於キマシテ保證金制度ヲ規定シテアルノデアリマスガ、今日先進國ニ於キマシテハ、保證金制度ナルモノハ一モ

アランコトヲ希望致シテ置キマス

○議長(柏谷義三君) 若槻内閣總理大臣

〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕

○國務大臣(若槻禮次郎君) 一昨十八日ノ議事ノ際ニ於キマシテ、私ヲ始メトシテ關係國務大臣ガ出席シテ居リマセナカッタコトハ、如何ニモ不都合デアリマシテ遺憾ノ至リデアリマス、將來ハ斯ノ如キ事ノナイコトニ、深ク注意スル心得デアリマス

○議長(柏谷義三君) 是ヨリ日程ニ入リマス、日程第一:(第2回開キマス)出版物法案ノ續ヲ開キマス

ナイノデアリマス、既ニ普選モ行ハレマシテ、吾々國民ノ権利ガ財産ニ依テ左右セラル、ト云フコトガ無クナッタ時代ニ於キマシテ、言論ノ自由ヲ保證金ニ依テ之ヲ代償セラル、ト云フコトハ、甚ダ不合理ノ事ト謂ハナクテハナラナイト思フノデアリマス、尤モ保證金ナルモノガ無クナッテシマフト、徒ニ素性モ分ラナイヤウナ新聞雜誌ガ濫發ヲ致シマシテ、世道人心ヲ害スル上云フ憂モアルノデアリマス、此爲ニハ何等カノ激發ヲ防グト云フコトハ、考ヘテ置カナケレバナラナイノデアリマスカ、サレバト云フテ只今ノヤウニ保證金制度ヲ拵ヘテ居ツカラト云フテ、新聞雜誌ヲ濫發ヲ防グコトハ出來ナインデアル、例へバ今日何等ノ金ノ無イ者、何等ノ基礎ノ無イモノガ小サナ新聞ヤ、詰ラナイ雜誌ヲ起スニ當リマシテ、自分カラ千圓一千圓ノ保證金スラオ覺スルコトノ出來ナイ者ガ、他ニ行ツテ高利貸カラ金ヲ借りテ、サウシテ保證金ニ致シマシテハ小サナ新聞雜誌ヲ出シテ居ルト云フ例ハ澤山アル、サウ云フ高利貸ノ輩ガ、斯ノ如クサウ云フ人等ニ保證金ヲ貸スト云フコトヲ商賣ニシテ居ル所ノ輩ガ又ゴザイマシテ、此輩ガ例ノ高利貸ガ二十七モ三十モノ新聞ノ保證金ヲ出シテ、自ラ其持主トナリ、自ラ其發行人トナフテ居ル所ノ實例ガ今日アルノデゴザイマスカラ、斯ウ云フ事ヲ考ヘテ見ルト、茲ニ保證金ナルモノヲ置イテ小新聞、小雑誌ノ濫發ヲ防グト云フコトハ、恐らく今後ト雖モ私ハ出來ナイコトデナイカト思フノデアル、斯ノ如ク致シマレバ、保證金ト云フモノハ徒ニ言論ノ自由ヲ裏切ルコトニナルカラ、寧口保證金制

度ハ廢メテ、其代リニ何等カ之ニ對シテ濫發ヲ防グト云フ所ノ御名案ガ案出セラレルノデアリマス、斯ウ云フコトハ突然ノ是ガ規定デアリマス、即チ「内務大臣ハ政治安維持上重大ナル影響ヲ及ホスノ虞アル事件ニ關シ特ニ事項ヲ指示シテ之ヲ新聞紙又ハ雑誌ニ掲載スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得」トアル、從來斯ウ云フコトハ全然ナカッタ、治安維持上重大ナル影響ヲ及ボスモノヲ禁止スルト云フコトハ、是ハ解説ノ仕様ニ依テハ非常ナル所ヘ行テシマフノデアリマス、手心ニ依リマシテ行政ノ取締リガ——際限ナク此取締リノ手ガ伸ビルト云フコトニナルノデアリマス、一例ヲ伊豫審中ノ事ニ關シテハ、之ヲ新聞紙ヤ雑誌ハ刑事案件ノ訴訟ニ關シテハ公判ノ開廷前ニハ書イテハイカヌト云フノガ第二十六條デアリ、第三十一條ハ檢事又ハ檢察官ハ、二十條デアリマス、第三十一條、即チは

ハ刑事件件ノ訴訟ニ關シテハ公判ノ開廷前ニハ書イテハイカヌト云フノガ第二十六條デアリ、第三十一條ハ檢事又ハ檢察官ハ、アルガ、是ハ私ハ必シモ公判開廷前デナクテモ宜カラウ、豫審ガ濟シテシマヘバ公判ノ開廷マデモ待テ居ナイデモ宜カリサウダニ、早ク國民ニ總テノ事ヲ知ラセルト云フコトカ、國民ヲシテ誤ラシメナイ所以デアルノデアリマスカラ、何モ公判開廷マデ待ツニ及バナイ、豫審終結ト云フコトニ之

ヲ御直シニナル所ノ御意見ハナイカドウカ、第二十六條ニ付キ御伺致スト共ニ第三十一条ノ如キ、新聞デ書カセナケレバ、例ヘ、刑事上ノ犯人ガ餘計捕マルト云フヤ、是ハ寧口私ハ反對ダト思フ、新聞デ書カナイ爲ニ、却テ惡イ事ヲシタ犯人ヲ取逃シテ居ル例ハ隨分多イノデヤナカラウカト思フ、今日マデモ其例ハ澤山アリマス、ウガ、是ハ寧口私ハ反對ダト思フ、新聞デ書カナイ爲ニ、却テ惡イ事ヲシタ犯人ヲ取逃シテ居ル例ハ隨分多イノデヤナカラウカト思フ、今日マデモ其例ハ澤山アリマス、新聞ニ書カセナイ、止メテシマフガ爲ニ却テ其犯人ガ捕マラナイ例が今日マデ澤山アル、又之ヲ別ノ例カラ考ヘテ見マスルト、大正十二年ノ關東—東京ニ於ケル所ノアノ大震火災ノ時ナドモサウデアリマス、アノ時ニハアノ大震災ニ因シ、新聞ノ報道機關ガ一時杜絶サレテシマタ、一週間ナリ十日ナリハ、完全ニ此報道ト云フモノガ出來ナカッタノデアル、其出來ナカッタ間ニ於キマシテ、色々ナ事柄カ傳ハツテ國民ヲ惑ハシタ、朝鮮人ガ一大暴動ヲヤッテ居ル、爆裂彈ヲ其邊ノ方々ニ叩付ケテ陰謀ヲ企テ、居ルト云フヤウナ、朝鮮人ガ大舉シテ攻入ヲ來ルト云フヤウナ嘆ガ甲カラ乙、乙カラ丙ト、ソレカラソレト喧傳サレマシテ、是ガ爲ニ非常ニ平和ヲ害シタト云フコトハ、即チ新聞雜誌ナル所ノ報道機關ガ迅速ニ無クテ、杜絶セラレタカラシテ、是ガ行ハレタノデアル、ソレデアリマスカラ、寧口檢事又ハ檢察官ガ之ヲ止メルト云フコトハ、却テ國民ヲシテ色々ナ事ニ感ハセルト云フコトニナリマシテ、寧口是ハ利益ガ無イノデアリマス、今日デハ警察デモ國民警察ノ精神ニ則リマシテ、寧口或ル程度、或ル期間以後ハ、之ヲ新聞等ニ書カセテ、國民ト共ニ犯罪ヲ捜索スルト云フ所ノ御方針ヲ執ラレタ方ガ、寧口時代ニ適切デハナイカト私ハ思フノデアリマス、此點ニ關スル所ノ御意見ヲ伺ヒタインデアル、次ニ質問致シタインハ行政處分デアリマス、此行政處分ハ第三十三條ニ、是レはレノ事ヲシタ場合ニハ、其出版物ノ發賣頒布ヲ禁止シ、必要アル場合ニハ之ヲ差押ヘルコトガ出來ルトナツテ居ルノデアリマス。

ス、是ハドウ云フ時カト云フ、即チ第二十七條ノ戰時、事變、第二十八條ノ内務大臣ノ禁止シタ事項、是等ヲ敢テ犯シタル者ハ三十三條ニ依リテ、其出版物ノ發賣頒布ヲ禁止セラレ、之ヲ差押ヘラレルト云フノモデゴザイマス、而シテ其發賣頒布ノ禁止及差押ニ對シマシテ、何等救濟ノ途ガ之ニ開イテナインデアル、各國ノ立法例ヲ見マシテモ、斯ル場合ハ必ズ之ヲ救濟スルノ途ガ開ケテ居ルノデアリマス、即チ私ハ此行政處分ニ對シマシテ、行政訴訟ヲ起スト云フ途ヲ開ク所ノ御考ハナイカドウカ、之ヲ伺テ置キタインデアリマス、尙ホ此行政訴訟ヲヤルコトガ出來ルト云フコトニナリマス、ト、同ジ差押處分ヲ致シマスルニモ、禁止處分ヲ致シマスルニモ、政府ノ者ガ手心ヲ致シマシテ、無暗ニ之ヲヤラナイ、餘程尊重シテ之ヲヤルト云フコトニナリマセウカラ、此行政訴訟ノ途ヲ開クト云フコトハ、私ハ必要ニアラウト思ヒマスガ、政府ハ之ニ對スル所ノ御意見ハ如何ゴザイマスカ、モウ一ソ伺ヒタインハ罰則ノコトデアリマス、此罰則ハ私ハ非常ニ改惡セラレタト思フノデアリマス(拍手)一體斯ウ云フ出版物條例ノ如キモノハ、成ベク自由ニシテ、其罪ノ如キモ成ベク輕く處斷スルト云フノガ、言論自由ノ精神デハナイカト思フ、之ニ反シテ今度ノ罰則ハ、現行ノ新聞紙法ヨリモズット重クナツテ居ルト云フコトハ、此條文ヲ通覽致シマスレバ直ニ分ルノデアリマス、即チ現行法ハ罰金體刑ノ選擇刑デアリマシテ、而モ體刑ガ一審重ノハ禁錮二年デアリマス、罰金五百圓デアル、所ガ昨年矢張新聞紙法改正案が出てマシテ、私共モ之ニ委員トシテ參加ヲ致シテ此衆議院ヲ通過致シタ、昨年ノ改正案ニ依リマスルト、体刑ハ全然抜イシマッテアル、罰金刑ダケニ昨年ハ致シタノデアリマス、ソレデアル、次ニ質問致シタインハ行政處分デアリマス、此行政處分ハ第三十三條ニ、是レはレノ事ヲシタ場合ニハ、其出版物ノ發賣頒布ヲ禁止シ、必要アル場合ニハ之ヲ差押ヘルコトガ出來ルトナツテ居ルノデアリマス。

ス、是ハドウ云フ時カト云フ、即チ第二十七條ノ戰時、事變、第二十八條ノ内務大臣ノ禁止シタ事項、是等ヲ敢テ犯シタル者ハ三十三條ニ依リテ、其出版物ノ發賣頒布ヲ禁止セラレ、之ヲ差押ヘラレルト云フノモデゴザイマス、而シテ其發賣頒布ノ禁止及差押ニ對シマシテ、何等救濟ノ途ガ之ニ開イテナインデアル、各國ノ立法例ヲ見マシテモ、斯ル場合ハ必ズ之ヲ救濟スルノ途ガ開ケテ居ルノデアリマス、即チ私ハ此行政處分ニ對シマシテ、行政訴訟ヲ起スト云フ途ヲ開ク所ノ御考ハナイカドウカ、之ヲ伺テ置キタインデアリマス、尙ホ此行政訴訟ヲヤルコトガ出來ルト云フコトニナリマス、ト、同ジ差押處分ヲ致シマスルニモ、禁止處分ヲ致シマスルニモ、政府ノ者ガ手心ヲ致シマシテ、無暗ニ之ヲヤラナイ、餘程尊重シテ之ヲヤルト云フコトニナリマセウカラ、此行政訴訟ノ途ヲ開クト云フコトハ、私ハ必要ニアラウト思ヒマスガ、政府ハ之ニ對スル所ノ御意見ハ如何ゴザイマスカ、モウ一ソ伺ヒタインハ罰則ノコトデアリマス、此罰則ハ私ハ非常ニ改惡セラレタト思フノデアリマス(拍手)一體斯ウ云フ出版物條例ノ如キモノハ、成ベク自由ニシテ、其罪ノ如キモ成ベク輕く處斷スルト云フノガ、言論自由ノ精神デハナイカト思フ、之ニ反シテ今度ノ罰則ハ、現行ノ新聞紙法ヨリモズット重クナツテ居ルト云フコトハ、此條文ヲ通覽致シマスレバ直ニ分ルノデアリマス、即チ現行法ハ罰金體刑ノ選擇刑デアリマシテ、而モ體刑ガ一審重ノハ禁錮二年デアリマス、罰金五百圓デアル、所ガ昨年矢張新聞紙法改正案が出てマシテ、私共モ之ニ委員トシテ參加ヲ致シテ此衆議院ヲ通過致シタ、昨年ノ改正案ニ依リマスルト、体刑ハ全然抜イシマッテアル、罰金刑ダケニ昨年ハ致シタノデアリマス、ソレデアル、次ニ質問致シタインハ行政處分デアリマス、此行政處分ハ第三十三條ニ、是レはレノ事ヲシタ場合ニハ、其出版物ノ發賣頒布ヲ禁止シ、必要アル場合ニハ之ヲ差押ヘルコトガ出來ルトナツテ居ルノデアリマス。

ス、是ハドウ云フ時カト云フ、即チ第二十七條ノ戰時、事變、第二十八條ノ内務大臣ノ禁止シタ事項、是等ヲ敢テ犯シタル者ハ三十三條ニ依リテ、其出版物ノ發賣頒布ヲ禁止セラレ、之ヲ差押ヘラレルト云フノモデゴザイマス、而シテ其發賣頒布ノ禁止及差押ニ對シマシテ、何等救濟ノ途ガ之ニ開イテナインデアル、各國ノ立法例ヲ見マシテモ、斯ル場合ハ必ズ之ヲ救濟スルノ途ガ開ケテ居ルノデアリマス、即チ私ハ此行政處分ニ對シマシテ、行政訴訟ヲ起スト云フ途ヲ開ク所ノ御考ハナイカドウカ、之ヲ伺テ置キタインデアリマス、尙ホ此行政訴訟ヲヤルコトガ出來ルト云フコトニナリマス、ト、同ジ差押處分ヲ致シマスルニモ、禁止處分ヲ致シマスルニモ、政府ノ者ガ手心ヲ致シマシテ、無暗ニ之ヲヤラナイ、餘程尊重シテ之ヲヤルト云フコトニナリマセウカラ、此行政訴訟ノ途ヲ開クト云フコトハ、私ハ必要ニアラウト思ヒマスガ、政府ハ之ニ對スル所ノ御意見ハ如何ゴザイマスカ、モウ一ソ伺ヒタインハ罰則ノコトデアリマス、此罰則ハ私ハ非常ニ改惡セラレタト思フノデアリマス(拍手)一體斯ウ云フ出版物條例ノ如キモノハ、成ベク自由ニシテ、其罪ノ如キモ成ベク輕く處斷スルト云フノガ、言論自由ノ精神デハナイカト思フ、之ニ反シテ今度ノ罰則ハ、現行ノ新聞紙法ヨリモズット重クナツテ居ルト云フコトハ、此條文ヲ通覽致シマスレバ直ニ分ルノデアリマス、即チ現行法ハ罰金體刑ノ選擇刑デアリマシテ、而モ體刑ガ一審重ノハ禁錮二年デアリマス、罰金五百圓デアル、所ガ昨年矢張新聞紙法改正案が出てマシテ、私共モ之ニ委員トシテ參加ヲ致シテ此衆議院ヲ通過致シタ、昨年ノ改正案ニ依リマスルト、体刑ハ全然抜イシマッテアル、罰金刑ダケニ昨年ハ致シタノデアリマス、ソレデアル、次ニ質問致シタインハ行政處分デアリマス、此行政處分ハ第三十三條ニ、是レはレノ事ヲシタ場合ニハ、其出版物ノ發賣頒布ヲ禁止シ、必要アル場合ニハ之ヲ差押ヘルコトガ出來ルトナツテ居ルノデアリマス。

ス、是ハドウ云フ時カト云フ、即チ第二十七條ノ戰時、事變、第二十八條ノ内務大臣ノ禁止シタ事項、是等ヲ敢テ犯シタル者ハ三十三條ニ依リテ、其出版物ノ發賣頒布ヲ禁止セラレ、之ヲ差押ヘラレルト云フノモデゴザイマス、而シテ其發賣頒布ノ禁止及差押ニ對スル所ノ御意見ハ如何ゴザイマスカ、モウ一ソ伺ヒタインハ罰則ノコトデアリマス、此罰則ハ私ハ非常ニ改惡セラレタト思フノデアリマス(拍手)一體斯ウ云フ出版物條例ノ如キモノハ、成ベク自由ニシテ、其罪ノ如キモ成ベク輕く處斷スルト云フノガ、言論自由ノ精神デハナイカト思フ、之ニ反シテ今度ノ罰則ハ、現行ノ新聞紙法ヨリモズット重クナツテ居ルト云フコトハ、此條文ヲ通覽致シマスレバ直ニ分ルノデアリマス、即チ現行法ハ罰金體刑ノ選擇刑デアリマシテ、而モ體刑ガ一審重ノハ禁錮二年デアリマス、罰金五百圓デアル、所ガ昨年矢張新聞紙法改正案が出てマシテ、私共モ之ニ委員トシテ參加ヲ致シテ此衆議院ヲ通過致シタ、昨年ノ改正案ニ依リマスルト、体刑ハ全然抜イシマッテアル、罰金刑ダケニ昨年ハ致シタノデアリマス、ソレデアル、次ニ質問致シタインハ行政處分デアリマス、此行政處分ハ第三十三條ニ、是レはレノ事ヲシタ場合ニハ、其出版物ノ發賣頒布ヲ禁止シ、必要アル場合ニハ之ヲ差押ヘルコトガ出來ルトナツテ居ルノデアリマス。



クナッテ居ルヤウデアルガ、是ハ言論ニ對ス  
ル自由ヲ一般拘束スルモノデアルト云フ御  
質問デアリマス、如何様現行法ヨリモ禁錮  
ニ於テ三年ニナックモノガアリマス、罰金  
ニ於テ三千圓ニモ上ヲタモノガアリマス、併  
シ此事項ニ該當スルモノハ皇室ノ尊嚴ヲ冒  
瀆スル事項ト、國體ヲ變革セントスル事項  
デアリマシテ、是等ノ事項ノ重大ナルコト  
ニ鑑ミマシテ、此制裁ヲ重クスルノカ至當  
デアルト思フノデアリマス、尤モ其外ニ於  
テモ罰金ノ金額ノ増加シタモノガアリマス  
ガ、是ハ經濟上ノ状況ガ、現行新聞紙法ヲ  
制定セラレマシタ當時ヨリモ變ニ居ルノ  
デアリマスル故ニ、制裁トシテ相當ノ效力  
ノアルヤウニスルノニハ、現在ノ經濟状況  
ニ應ジテ改正スルノガ相當デアラウト考へ  
タノデアリマス、大體御質問ハ斯ノ如キ關  
係ガアリマス

○藤澤幾之輔君 是ヨリ豫算委員會ヲ開キ  
マス

〔國務大臣江木翼君登壇〕

○國務大臣(江木翼君) 安藤君ヨリ御尋ニ  
ナリマシタ中デ、第二十六條並ニ第二十一  
條ニ關シマスル事柄ニ付キマシテ、大體ノ  
御答ヲ致シマス、此兩條共大要之三類似シ  
タル事項ハ現行法ニモアル所デアリマシ  
テ、第二十六條ノ方ハ刑事案件ニ關スル内  
容ノ掲載ヲ、公判開庭前マデハ停メテ居ル  
ト云フコトナノデアリマス、是ハ申上ダメ  
ス迄モナク、罪證ノ消滅ヲ防ぎ、又犯罪人ノ  
遁走ヲ防止スルト云フ理由ガアリマスコト  
ハ申上ス迄モナイコトデアリマスルガ、同時  
ニ又事件ノ内容ヲ成シテ居リマス所ノ個人  
ノ名譽信用ヲ保護スル爲ニモ、此掲載ヲ  
禁止スルコトガ頗ル必要デアルト認メラレ  
タノデアリマス、ソレカラ第三十一條ノ檢  
事ノ差止命令、是亦同様ノ事項デアリマス  
ルガ、今日マデ此條項ヲ適用シマシタル場  
合ハ、比較的尠イノデアリマス、必シモ常  
ニ事件ガ起リマシタ度毎ニ、事項ヲ指希シ

件一免ニ角ニ三十件ヲ超ユルコトハナイ  
ノデアリマス、極メテ僅カデアリマスル  
ガ、併ナガラ左様ナ必要ハ固ヨリアルノデ  
アリマス、差止ヲ致サナケレバ、或ハ其結果  
果犯罪ノ搜查ニ支障ヲ來シ、或ハ公判豫審  
ノ進行ニ對シテ支障ヲ來シ、影響ヲ及ボス  
ト云フガ如キコトガアリマス爲ニ、此規定  
ト云フモノハ必要ト認メラレテ從前通り置  
カレタ所以デアリマス、ソレカラ罰則ニ關  
スルコトニ付キマシテハ、只今内務大臣ヨ  
リ御述ニナリマシタガ、成程重クナッテ居  
ル點モアリマスルガ、同時ニ又輕クナッテ  
居リマス點モ多々アルノデアリマス、例ヘ  
バ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スルトカ、或ハ國體ノ  
變革ヲ企圖スル所ノ事項ヲ掲載スルト云フ  
ガ如キモノニ對シマシテハ、其事項ノ本質  
ニ鑑ミマシテ、刑ヲ重ク致シテ居リマス  
ガ、其他ノ所謂朝憲紊亂的ノ行動ニ對シマ  
シテハ、刑ヲ一體ニ輕ク致シテ居リマス、  
其外責任者ノ範圍ヲ成ベク發行者ニ止メラ  
編輯者ニ及ボサナイトカ、或ハ印刷者ニ及  
ボサナイトカ、或ハ刑ノ時效ヲ二年デアッタ  
モノヲ、一年ニシタト云フガ如キ、刑罰上  
ノ規定ニ屬スルモノニシテ、現行法ヨリ輕  
ク致シマシタモノモ多々アルノデアリマス  
○議長(柏谷義三君) 加藤知正君

〔加藤知正君登壇〕

○加藤知正君 私ハ只今提案ニナリマシ  
タ出版物法案ニ付キマシテ、數項ニ涉ル質  
問ヲ致シタイト考へマス、只今安藤君ノ御  
述ニナリマシタヤウニ、此出版物法案ハ現  
行ノ出版法ト新聞紙法トヲ合併セラレテ、  
イ、寧口時代ニ逆行シテ居リハセヌカト云  
サウシテ一ツノ法律案トシテ茲ニ御提案ニ  
ナク、ケレドモドウ見マシテモ、吾々共ハ  
トガ、從來屢々アルコトモ事實デアル、是  
ガ爲ニ隨分世ノ中ニハ是ハ非常ニ有益ノモ  
ノデアルト思フヤウナ著作物ガアリマシテ  
モ、出版業者ハ非常ニ危險ナ地位ニ在リ、  
不安定ノ狀態ニ在ルガ爲ニ、看ニ世ノ中ヲ

ルケレドモ、委細ノ事ハ委員會ニ譲リマシ  
テ、主ナル點ニ付テ御尋ヲ申上げテ見タイ  
ト思フ、其第一ハ此法律案ヲ御制定ニナリ  
マスル際ニ於テ、發行者ノ爲ニ、此出版業  
者ノ爲ニ、發行權法ヲ御制定ニナリマス  
ト云フコトヲ御尋ヲシテ見タイ、  
カタカト云フコトヲ御尋ヲシテ見タイ、  
諸君御承知ノ通り今日我國ノ文化ガ斯ノ如  
ク進歩發達ヲ致シマシタノハ、色ニノ原因  
ハアリマスルケレドモ、出版物ノ力ニ依ル  
コトノ偉大ナルコトハ、爭フコトノ出來ナ  
イ事實デアル、而シテ更ニ文化ノ發達ヲ圓  
ラント欲スレバ、多々益出版物ノ隆盛ヲ  
圖ラナケレバナラヌノデアル、其出版物ノ  
隆盛ヲ圖ラウトスルニハ、智能的產物タル  
所ノ著作物、其物ノ所有者タル著者ニ對シ  
テ著作權法ガアル如クニ、出版業者ニ對シ  
マシテモ、其權利利益ヲ保護スル所ノ發行  
權法ナルモノガナクレバナラヌト考ヘルノ  
デアル、然ルニ現在ニ於テハ著者ニ對シマ  
シテハ、其著作物ニ對シテ著作權法ナルモ  
ノガアリマスカラ、著者ノ權利利益ト云フモ  
ノハ十分ニ擁護セラレテ居ル、然ルニ出版  
業者ニ對シマシテハ、何等法律上ノ保護ガ  
ナインデアリマス、唯出版業者ト著作者  
トガ一片ノ契約書ヲ取交ハシテ、ソレニ依  
テ出版ヲシテ居ルト云フヤウナ狀態デア  
ル、デアリマスルカラシテ隨分中ニハ出版  
業者ガ見テ、是ハ非常ニ面白イモノデアル  
利益ノアルモノデアル、盛ニ賣レルモノデ  
アルト云フヤウナ見込ヲ付ケマシテ、或ル  
著作物ヲ出版致シマシテモ、ソレガ盛ニ賣  
レルヤウニナルト、惡德ノ著者ハ直ニソレ  
ヲ引揚ゲテ、自分ガソレヲ出版スルカ、或ハ  
他人ヲシテ之ヲ出版セシムルト云フヤウナ  
コトガアル爲ニ、出版業者ハ非常ニ迷惑ヲ  
致シマシテ、是ガ爲ニ多大ノ損害ヲ致シ、  
危険ヲ踏マナケレバナラヌト云フヤウナコ  
トガアル爲ニ、出版業者ハ非常ニ迷惑ヲ  
致シマシテ、是ガ爲ニ多大ノ損害ヲ致シ、  
云フヤウナコトガ出來ナイヤウナコトモ實  
ニ於テ之ヲ見ルノデアル、斯様ナ次第デ  
ガナクテモ出版前ニ於ケル所ノ不穩文書  
セウカ、若シ必要ガナクシテ之ヲ削除シタ  
ト云フコトデアリマスルナラバ、何ガ爲ニ  
ヲ見出スコトガ出來ナイ、現行法ノ第三十  
五條ニ相當スベキ所ノ法文ハドレデアリ  
マシタ出版物法案ヲ通覽致シマスルニハ、六  
章六十八條ノ中ニ之ニ相當スベキ所ノ條文  
ガ出来タノデアル、然ルニ此御提案ニナリ  
祕密文書ノ印刷物ハ十分ニ之ヲ取締ルコト  
ガ出来タノデアル、然ルニ此御提案ニナリ  
マシタ出版物法案ヲ通覽致シマスルニハ、六  
章六十八條ノ中ニ之ニ相當スベキ所ノ條文  
ヲ見出スコトガ出來ナイ、現行法ノ第三十  
五條ニ相當スベキ所ノ法文ハドレデアリ  
セウカ、若シ必要ガナクシテ之ヲ削除シタ  
ト云フコトデアリマスルナラバ、何ガ爲ニ  
之ヲ削除セラレタノデアルカ、斯様ナ規定  
ガナクテモ出版前ニ於ケル所ノ不穩文書  
於ケル所ノ不穩文書ヤ、祕密文書ノ印刷物  
ヲドウシテ之ヲ取締ラレル所ノ御考デアル  
カ、諸君御承知ノ通り年一年ト此不穩文書  
ノ出版物ガ段々多クナルノデアル、届出前  
ト云フコトデアリマスルナラバ、何ガ爲ニ  
之ヲ削除セラレタノデアルカ、斯様ナ規定  
ガナクテモ出版前ニ於ケル所ノ不穩文書  
遲クシテ、之ヲ没收スルトカ、押收スルト  
云フヤウナコトガ出來ナイヤウナコトモ實  
ニ於テ之ヲ見ルノデアル、斯様ナ次第デ  
アリマスカラシテ、此現行法ノ第三十五條  
ノ此法文ヲ御廢止ニナリマシタノハ、ドウ  
云フ所ノ御考デ御廢止ニナリマシタカ、  
或ハ又此法律案ニ之ニ相當スベキ所ノ條文

ガアリマスルナラバ、ドレガソレニ相當ス  
ベキモノデアルカ、此點ニ付テ御伺テ致シ  
ダイノデアル、第三番目ニ於キマシテハ、  
保證金ノコトデアル、此事ニ付キマシテハ  
只今安藤君カラ、質問セラマシタカラシ  
テ、私ハ成ベク重複ヲ避ケルノデアリマス  
ガ、此保證金ナルモノハ一體何ノ目的御  
設ケニナッタノデアルカ、只今内務大臣ノ  
御説明ニ依リマスト云フト、詰リ事前ニ於  
テ取締ル所ノ必要ガアルカラ、此保證金ヲ  
設ケタノデアル、此現在ノ保證金ハ或ハ其  
效力ガ薄イカモ知テマケレドモ、併ナガラ  
此保證金制度ヲ設ケ云コトハ無  
イニ優ルド云フヤウナ、洵ニ其理由ガ薄弱  
ナル所ノ御説明ニアタヤウニ私ハ承クノ  
デアル、左様ナル薄弱ナル所ノ目的ノ下ニ  
御設ケニナッタノデアル保證金制度ナラバ、寧  
ロ是ハ御撤廢ナヌタナラバ宜シクハナイ  
カト云フ考ガアルノデアル、現行ノ新聞紙  
法ニモ此保證金制度ナルモノガ設ケラレマ  
シテ、其儘ヲ此法律案ニ御規定ニナッタノ  
デアリマス、其金額等ニ於テモ別ニ變リハ  
千圓、其他ニ於テハ五百圓ト云フ所ノ保證  
金デアル、雑誌ハ其半額デ宜シイト云フコ  
トニナッテ居リマス、先刻モ御説明ヲ伺ヒ  
マスルト云フト、此罰金ガ非常ニ増加シタ  
ヤウデアル三千圓ト云フヤウナ多額ノ罰金  
ヲ徵セラル、ヤウニナッタガ、是ハ重キニ失  
スルデハナイカト云フ質問ニ對シテ以前ト  
ハ経済事情ガ違フカラト云フ御説明デアッタ  
ノデアル、然ラバ此保證金ナルモノハ、今  
日ハ即チ經濟事情ガ違フノデアルカラシテ  
之ヲ増加スル所ノ必要ガナカタノデアル  
カ、然ルニソレハ其儘ニ止メテ置カレタ  
是ハドウ云フ考デ其儘ニ止メテ置カレタノ  
デアルカ、此保證金ナルモノハ見様ニ依テ  
ハ出版業者ノ保護トモナルカモ知レナイ、  
併ナガラ以前ナラバ格別、今日ノ時代ニ於  
キマシテハ、千圓ヤ二千圓ト云フモノハ殆  
ド問題デハナイノデアル、此位ノ保證金制

度ヲ設ケテ居タガ爲ニ、不正競争者ノ繕出  
ヲ防グナドト云フコトハ、到底駄目オ話デ  
アル、デアルカラ若シ現在存シテ居ル所ノ  
出版業者、發行業者ノ保護ヲスル爲デアル  
ト云フナラバ、千圓ヤ二千圓ハ何デモナイ  
話デアル、寧口之ヲ五千圓以上、或ハ一万圓  
以上ニシタナラバ稍其目的ヲ達スルコト  
ガ出来ルカモ知レナイ、デアルカラシテ現  
在ノ千圓ヤ二千圓デハ到底既存ノ出版業者  
ヤ、發行業者ヲ保護スルト云フ目的ハ、到  
底達スルコトガ出来ナイノデアル、此意味  
カラ云々テモ此保證金制度ナルモノハ何等  
ノ意味ガナイト私ハ言ヒタイ、又只今ノ御  
説明カラ言ヒマスルト云フト、事前ニ於テ  
之ヲ取締ル必要ガアルト云フ、或ハ社會ニ  
靈壽ヲ流ス所ノ不良分子ノ簇出ヲ防グノデ  
アルト仰シヤルカモ知レナイ、ソレヲ取締  
ルガ爲ニハ此方が宜イト仰シヤルカモ知レ  
ナイガ、是ハ先刻安藤君ノ申述ベラレタ如  
ク、今日ハ言論自由ノ世ノ中デアル、言論  
ノ自由ハ各國憲法が認メル所デアル、保障  
スル所デアル、然ルニ財産ノ標準ニ依テ  
之ニ制限ヲ加ヘルト云フコトハ、寧口は  
恆產無キモノハ恆心無シト云フ、封建時代  
ノ古イ思想ノ遺物デアッテ、時代錯誤ノ甚シ  
イモノデアル、要スルニ斯ノ如キ制度ハ、  
是ハ無產階級ノ言論ヲ抑壓スル所ノ、詰リ  
言論ノ自由ヲ押へ付ケル所ノモノデアル、  
斯様ナモノハ寧口存シテ置ケバ文化ノ發達  
ヲ阻止スルコト甚シイモノデアルカラ、歐  
洲文明國ガ保證金制度ヲ一ツモ取テ居ラ  
スノニ徵シテモ、寧口之ヲ撤廢スルノガ當  
然デハナイカト云フ所ノ談論ヲ主張スル人  
ヲ阻止スルコト希望スル付テ内務大臣ハドウ云フ風ニ御考デアリマ  
セウカ、先刻安藤君ノ質問ニ對シマシテ御  
説明ハアリマシタケレドモ、今一層徹底的  
ニ此點ニ付テ御説明アランコトヲ希望スル  
次第デアリマス、第四ノ點ニ於キマシテハ  
セウカ、此法律案ノ第二十二條デアリマス「普通出  
版物ハ著作権者ヲ除クノ外其ノ販賣ヲ以テ  
ニ此點ニ付テ御説明アランコトヲ希望スル  
付テ内務大臣ハドウ云フ風ニ御考デアリマ  
セウカ、先刻安藤君ノ質問ニ對シマシテ御  
説明ハアリマシタケレドモ、今一層徹底的  
ニ此點ニ付テ御説明アランコトヲ希望スル  
付テ内務大臣ハドウ云フ風ニ御考デアリマ  
セウカ、此法律案ノ第二十二條デアリマス「普通出  
版物ハ著作権者ヲ除クノ外其ノ販賣ヲ以テ  
ガアルノデアル、諸君御承知ノ通り現在ニ  
於キマシテハ社會デアルトカ、或ハ學校デ  
アルトカ、協會デアルトカ、官廳デアルト  
カ云フヤウナ公益團體ガ、此普通出版物ヲ  
制裁ヲ加ヘルト云フヤウナ考デモナイ、其  
真ノ目的ハ何處ニ在ルカト云ヘバ、即チ此  
法法律案ノ第十三條、此點ニ在ルノデアル、

其第十三條ニハ詰リ保證金ヲ納メテ置ク所  
ノ新聞紙又ハ雑誌、ソレヲ發行スル所ノ者  
ガ若シ罰金ナリ、料金ナリ、或ハ刑事訴訟  
費用ナリヲ納メナケレバナラ又場合ニ於  
ト云フナラバ、千圓ヤ二千圓ハ何デモナイ  
話デアル、寧口之ヲ五千圓以上、或ハ一万圓  
以上ニシタナラバ稍其目的ヲ達スルコト  
ガ出来ルカモ知レナイ、デアルカラシテ現  
在ノ千圓ヤ二千圓デハ到底既存ノ出版業者  
ヤ、發行業者ヲ保護スルト云フ目的ハ、到  
底達スルコトガ出来ナイノデアル、此意味  
カラ云々テモ此保證金制度ナルモノハ何等  
ノ意味ガナイト私ハ言ヒタイ、又只今ノ御  
説明カラ言ヒマスルト云フト、事前ニ於テ  
之ヲ取締ル必要ガアルト云フ、或ハ社會ニ  
靈壽ヲ流ス所ノ不良分子ノ簇出ヲ防グノデ  
アルト仰シヤルカモ知レナイ、ソレヲ取締  
ルガ爲ニハ此方が宜イト仰シヤルカモ知レ  
ナイガ、是ハ先刻安藤君ノ申述ベラレタ如  
ク、今日ハ言論自由ノ世ノ中デアル、言論  
ノ自由ハ各國憲法が認メル所デアル、保障  
スル所デアル、然ルニ財產ノ標準ニ依テ  
之ニ制限ヲ加ヘルト云フコトハ、寧口は  
恆產無キモノハ恆心無シト云フ、封建時代  
ノ古イ思想ノ遺物デアッテ、時代錯誤ノ甚シ  
イモノデアル、要スルニ斯ノ如キ制度ハ、  
是ハ無產階級ノ言論ヲ抑壓スル所ノ、詰リ  
言論ノ自由ヲ押へ付ケル所ノモノデアル、  
斯様ナモノハ寧口存シテ置ケバ文化ノ發達  
ヲ阻止スルコト甚シイモノデアルカラ、歐  
洲文明國ガ保證金制度ヲ一ツモ取テ居ラ  
スノニ徵シテモ、寧口之ヲ撤廢スルノガ當  
然デハナイカト云フ所ノ談論ヲ主張スル人  
ヲ阻止スルコト希望スル付テ内務大臣ハドウ云フ風ニ御考デアリマ  
セウカ、先刻安藤君ノ質問ニ對シマシテ御  
説明ハアリマシタケレドモ、今一層徹底的  
ニ此點ニ付テ御説明アランコトヲ希望スル  
付テ内務大臣ハドウ云フ風ニ御考デアリマ  
セウカ、此法律案ノ第二十二條デアリマス「普通出  
版物ハ著作権者ヲ除クノ外其ノ販賣ヲ以テ  
ニ此點ニ付テ御説明アランコトヲ希望スル  
付テ内務大臣ハドウ云フ風ニ御考デアリマ  
セウカ、此法律案ノ第二十二條デアリマス「普通出  
版物ハ著作権者ヲ除クノ外其ノ販賣ヲ以テ  
ガアルノデアル、諸君御承知ノ通り現在ニ  
於キマシテハ社會デアルトカ、或ハ學校デ  
アルトカ、協會デアルトカ、官廳デアルト  
カ云フヤウナ公益團體ガ、此普通出版物ヲ  
制裁ヲ加ヘルト云フヤウナ考デモナイ、其  
真ノ目的ハ何處ニ在ルカト云ヘバ、即チ此  
法法律案ノ第十三條、此點ニ在ルノデアル、

ヲ致ジタイノハ、協會デアルトカ、或ハ會  
社デアルトカ、學校デアルトカ、官廳デア  
ルトカ云フヤウナ所ガ此普通出版物ヲ發行  
業者、御認メニナルカラシテ、之ヲ御伺シ  
スル場合ニ於テ、而モ之ヲ販賣致シテ居ル、  
左様ナ場合ニ於キマシテ是等ノモノヲ營  
業者、御認メニナルカラシテ、之ヲ御伺シ  
スノデアルカ、現行法ニ於キマシテモ第六  
條ニハ是ト同一ナル所ノ條文ガ存シテ居  
ル、殊ニ此二十三條ニ於キマシテハ、之ヲ  
ヲヤフテ居ルガ、之ヲ何故ニ御取締ニナラ  
スノデアルカ、現行法ニ於キマシテモ第六  
條ニハ是ト同一ナル所ノ條文ガ存シテ居  
ル、然ルニ現行法ニ於テ此條文ガ存シテ  
居ルニモ拘ラズ、未ダ會テ是ガ制裁ヲ受ケ  
タ者ノアルコトヲ吾々ハ聞カナイノデア  
ル、アレドモ殆ド空文ニ等シイモノト謂ハ  
ナケレバナラナイ、其空文ニ等シイヤウナ  
ノ人格ヲ無視スルコトノ甚シイモノト謂ハ  
ニ、此保證金ヲ納メシムルト云フコトニナ  
ルノデアル、シテ見マスルト云フト、此保  
證金制度ナルモノガ、詰リ發行者ヤ編輯者  
ヲ發行スル者ト云フヤウナ者ハ、豫メ詰リ  
惡イ事ヲスル者ナリト云フ所ノ前提ノ下  
シタ制度ハ私ハナカラウト思フノデアル、  
何トナレハ詰リ雑誌ヲ發行スル者、新聞紙  
ノ自由ハ各國憲法が認メル所デアル、保障  
スル所デアル、然ルニ財產ノ標準ニ依テ  
之ニ制限ヲ加ヘルト云フコトハ、寧口は  
恆產無キモノハ恆心無シト云フ、封建時代  
ノ古イ思想ノ遺物デアッテ、時代錯誤ノ甚シ  
イモノデアル、要スルニ斯ノ如キ制度ハ、  
是ハ無產階級ノ言論ヲ抑壓スル所ノ、詰リ  
言論ノ自由ヲ押へ付ケル所ノモノデアル、  
斯様ナモノハ寧口存シテ置ケバ文化ノ發達  
ヲ阻止スルコト甚シイモノデアルカラ、歐  
洲文明國ガ保證金制度ヲ一ツモ取テ居ラ  
スノニ徵シテモ、寧口之ヲ撤廢スルノガ當  
然デハナイカト云フ所ノ談論ヲ主張スル人  
ヲ阻止スルコト希望スル付テ内務大臣ハドウ云フ風ニ御考デアリマ  
セウカ、先刻安藤君ノ質問ニ對シマシテ御  
説明ハアリマシタケレドモ、今一層徹底的  
ニ此點ニ付テ御説明アランコトヲ希望スル  
付テ内務大臣ハドウ云フ風ニ御考デアリマ  
セウカ、此法律案ノ第二十二條デアリマス「普通出  
版物ハ著作権者ヲ除クノ外其ノ販賣ヲ以テ  
ニ此點ニ付テ御説明アランコトヲ希望スル  
付テ内務大臣ハドウ云フ風ニ御考デアリマ  
セウカ、此法律案ノ第二十二條デアリマス「普通出  
版物ハ著作権者ヲ除クノ外其ノ販賣ヲ以テ  
ガアルノデアル、諸君御承知ノ通り現在ニ  
於キマシテハ社會デアルトカ、或ハ學校デ  
アルトカ、協會デアルトカ、官廳デアルト  
カ云フヤウナ公益團體ガ、此普通出版物ヲ  
制裁ヲ加ヘルト云フヤウナ考デモナイ、其  
真ノ目的ハ何處ニ在ルカト云ヘバ、即チ此  
法法律案ノ第十三條、此點ニ在ルノデアル、













○議長(柏谷義三君) 則元由庸君

(則元由庸君登壇)

○則元由庸君 私ハ委員長ノ行動ニ關シマスル者デアリマス、議員ノ行動ニ關シマステ我が衆議院ノ査問ノ問題ニナリマシタコトハ昔三十年餘り前ニ一回アクト云フコトヲ私ハ承テ居リマス、斯ノ如キ不祥事、吾々ハ其一回ヲ以テ必ズ絶後ノモノトナラシコトヲ希望シテ居タニ拘ラズ、不幸ニ致シマシテ今梅田君ノ行動ニ關スルコトヲ此議會ニ於テ十分ニ論究スルノ已ムヲ得ザルニ至タコトヲ、私共ハ悲ム者デアリマス、此問題ヲ委員會ニ於キマシテ吾々詳細ニ取調べ致シマシタ所ニ依リマスレバ、據ノ蒐集が其要ヲ盡シテ居ナイ、或ハ其證據ガ少ナイト云フヤウナ御言葉モアリマシタガ、全然ハ私共ノ意見ト相違スル所デアリマス、委員會ハ初メニ梅田君ノ任意出頭ヲ希望致シマシタ、同君ノ口ヨリ十分ニ此問題ニ對スル意見ヲ聽取テ、而シテ吾吾委員ノ参考ニ供シタトイ云フコトヲ望ンダノデアリマス、然ルニ御出頭ニナラナク書面ヲ以テ其陳述ニ代ヘルト云フコトニアリマシタカラ、提出セラレタ所ノ書面ヲ見マスト云フト、先程委員長ヨリ御紹介ニナリマシタヤウニ、自己ノ査問ノ必要問題ニ對シマシテハ、何等言フ所ガアリマセヌ唯、單ニ論鋒ヲ他方面ニ向ケマシテ、色人ヲ譲諂中傷スルダケノ言葉ヲ以テ満サレテ居タノデアリマス、故ニ吾々ハ斯様ナル書面ニ依ッテ此事實ノ眞相ヲ見ルコトガ出来マセヌカラ、重ネテ梅田君ノ反省ヲ求メ尙ホ出頭ヲ得マシテ此事實ヲ詳細ニシタイト云フコトデ、重ネテ委員長ニ其意見ヲ述べマシテ御照會ヲシテ戴イタノデアリマス、ノニ拘ラズ一寸シタ書面ヲ送ラレマシテ、此問題ノ眞相ニ觸ル、ダケノコトノ辯明ハ毫モ致サレテ居リマセヌ、故ニ吾々ハ已ムコトヲ得ズシテ他ノ方面ヨリシテ、出ルダケノ證據ヲ蒐集シタトイ云フコトニ

致シタノデアリマス、御承知ノ通りニ、此議院ニ於ケル査問會ノ證據ヲ蒐集方法ト云

モノハ甚ダ窮屈ナモノデアリマシテ、吾々ハ強制審問權ヲ持テ居リマセスカラ、任意ニ提出サレタ所ノ書面、若クハ任意ニ出頭シテ述ベラレタ所ノ其陳述ニ基クノ外ハ致方ガナイ、勿論他ニ政府ニ對シテ報告書ヲ求メ、書面ノ提出ヲ求ムルコトハアリマスケレドモ、併ナグラ此所ハ御考慮ニナッテ見レバ分ルベシ、此問題ハ議員ガ金錢ヲ以テ他ノ議員ノ節ヲ變ゼシマタイト云フ問題デアリマス、シテ見マスト、左様ナ證據物ヲ持ヘテ、政府ノ手ニ依テ蒐集ノ出來ルヤウニ殘シテ置クト云フヤウナコトハ、決シテ是ハアルベカラザルコトデアリマスカラ、勢ヒ他ノ關係者ノ陳述、若クハ其陳述ニ代ヘル所ノ書面ニ基カナケレバナラヌ、斯様ナ次第ニナリマシタ爲ニ、其關係者トナツテ居リマス所ノ堀君、中村君ニ任意出頭ヲ求メマシタ所ガ、兩君ハ出頭ニ代ヘ致シタイ爲ニ、茲ニ其書面ノ肝要ノ部分ヲ朗讀シタイト思ヒマス「陳述書、公事ト私事トヲ問ハズ、苟モ祕密ヲ約シタル事項ニ付キ、其祕密ヲ確守スベキハ男子ノ本懷トスル所ナルモ、神聖ナル議會ニ於ケル……」(此時發言スル者多シ)

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス  
○則元由庸君(續) 調査會ヨリ任意陳述ヲ求メラレタルヲ以テ、議員タルノ體面ヲ保持スル必要上其眞相ヲ明白ニ陳述スベシ、此問題ハ既ニ斯様ニナフテ居リマスル所ナリマス、先程委員長ヨリモ御

右陳述仕候也、大正十五年三月十一日、中村四郎兵衛(印)堀君ノヲ更ニ茲ニ讀上ゲマス「陳述書、梅田寛一君ハ余ニ對シテ屢々脱黨ヲ勧誘シタル後山梨大將ニ面會スル様要望セシニヨリ余ハ二月二十二日迎ヘノ自動車ニ乗リテ赤坂ノ待合若松ニ赴キタリ、同所ニ於テ梅田君ハ山梨大將ノ厚意ナリド稱シ新聞紙包ヲ提供シ、政友會ハ入党者トナツテ居リマス所ノ堀君、中村君ニ行進委員長ヨリ其書面ノ大要ハ御紹介ニナリマシタケレドモ、私ハ此事實ヲ最モ明確ニ致シタイ爲ニ、茲ニ其書面ノ肝要ノ部分ヲ朗讀シタイト思ヒマス「陳述書、公事ト私事トヲ問ハズ、苟モ祕密ヲ約シタル事項ニ付キ、其祕密ヲ確守スベキハ男子ノ本懷トスル所ナルモ、神聖ナル議會ニ於ケル……」(印)斯様ニ書面ガ出て居リマス、此書面ニ基キ、尙ホ此書面ヲ確ムベキ吾々同僚ノ中村君、松浦君ノ證言の陳述ニ依テ見マスレバ、愈、此間ノ消息ハ明白ニナツテ居リマス(拍手)斯様ナ書類ガ茲ニ蒐集サレマシタ以上ハ、之ニ依テ既ニ此事案ヲ判断スルダケノ資料ハ、十分ニ充チ滿チテ居ルト云フ考ニ依リマシテ、吾々ハ即チ爾後ノ蒐證ニ付キマシテ討論ヲ打切タノデアリマス、此問題ハ既ニ斯様ニナフテ居リマスル所ナリマス、先程委員長ヨリモ御

次第アリマスルガ、先程委員長ヨリモ御報告ニナツテ居リマスル通リニ、唯、單ニ一個ノ衆議院議員ガ斯様ナ事ヲヤクト云フテ、吾々ハ斯様ナ問題ニ付キマシテハ、ノデナクシテ、事ハ間接ニ陸軍ノ軍紀ニ關スル問題デゴザイマス、共ニ謀テ爲サレタル所ノ人ハ陸軍大將ノ其職ニ在ル人アリマス、吾々ハ斯様ナ問題ニ付キマシテハ、アリマス、而シテ之ニ加フルニ、吾々義勇奉公ノ念ニ富ンデ居ル所ノ國民ガ、此忠勇レドモ、尙ホ將士ノ忠勇ナル精神ノ結果デアリマス、而シテ之ニ加フルニ、吾々義勇奉公ノ念ニ富ンデ居ル所ノ國民ガ、此忠勇ナル陛下ノ軍ヲ後援スルニ依テ、初メテ此世界三強國ノ一二列スルコトガ出來ルト云フコトハ(拍手)私ガ茲ニ縛説スルモノナカラウト思ヒマス、然ラバ此國民精神ノ作興、軍紀ノ振肅ト云フヤウナコトハ、最上ニ於キマシテ誤リナキヤウニ、十分注意ニ注意ヲ盡シタノデアリマス、梅田君ノモ吾々ガ心ヲ用ギナケレバナラヌノデアリマス(拍手)ソレ故ニ先帝陛下ニ於カセラレマシテハ、勅語ヲ賜ハシテ居ル、尙ホ國民

精神ノ作興ニ關する語書モ賜ハテ居ルヤ  
ウナ今日ニ方リマシテ、豫テ重紀ニ付テ心  
チ用ユベキ陸軍大將ナルモノガ、斯様ナ事  
ヲ致シマシテ、國民精神ノ作興ヲ破壊スル  
院議員ニ對スル查問問題アリマスルケレ  
ドモ、事ハ頗る重大デアリマシテ、波及ス  
ル所甚ダ大ナル問題アリマスルカラ、先  
程委員長モ報告ニナフテ居リマスルヤウニ、  
特ニ此委員會ノ調查範圍ヲ十分ニ一成ベ  
タ此問題ノ神髓ニ觸ル、ダケノ事ハ、徹底  
的ニ調査ヲスルト云アコトニナフテ居ルヤ  
ウナ次第アリマス、而シテ此議員ニ對ス  
ル買收金ノ事ニ付キマシテモ、此委員會ニ  
於テ蒐集ザレテ居ル所ノ、菅沼廣勝氏ノ書  
面ニ依テ見マスレバ、略之ヲ窺フコトガ出  
來ル、是ハ全部ノ朗讀ヘ省キマスガ、斯様  
十事ニナフテ居ル、其書面ノ中ニハ一二六  
三トナフテ居リマスガ、其第三ノ中ニ斯様ニ  
アル「其間大將が乾氏ヨリ受取サタル金額  
ハ幾回ニテ二百萬餘ニ上リソノ大部分ハ請  
員ノ買收費ニ當テラレタリトハ西川ノ言ナ  
リ」云々、斯ウナフテ居リマス、之ニ依テ  
見マスルト略ニ推測モ付キマスルガ、併シ  
此委員會ニ於キマシテハ、其ドノ金ニアッタ  
ト云ア事マデモ、詳細ニ論究スルノ手段才  
盡シテ居リマセヌカラ、是ハ吾々何レ又他  
ノ查問問題ニ付キマシテ、十分ニ此事實ノ  
眞相ヲ確ムベキモノアリタ思ヒマス  
「ヒヤー」捐手シ此問題ハ以上申上ダマス  
セウニ、多クノ辯チ要シナ一、即チ此ニ舉  
ダマシタ所ノ二三ノ證據ニ依テ見マスレ  
バ、十分ニ歴然トシテア居ル、先程ノ  
西方君ノ反對ノ御演説ヲ承ヘリマシテモ、  
此證據ニ基イテ詳細此問題ガ、委員會ニ於  
ノ體面、議員全體ノ名譽ニ關スルコトデア  
リマスカオ、唯、單ニ梅田君一人ノモノト  
致シマシテ、種々ナル感情ノ問題ニ於テ、

ヤウナ行動ニ出デ(拍手)或ハ又軍紀ニ弛緩  
チ來スヤウナコトヲ致シマシタナテバ、之  
ヲ何ト申スノデアリマスカ(拍手)吾々衆議  
院議員ニ對スル查問問題アリマスルケレ  
ドモ、事ハ頗る重大デアリマシテ、波及ス  
ル所甚ダ大ナル問題アリマスルカラ、先  
程委員長モ報告ニナフテ居リマスルヤウニ、  
特ニ此委員會ノ調査範圍ヲ十分ニ一成ベ  
タ此問題ノ神髓ニ觸ル、ダケノ事ハ、徹底  
的ニ調査ヲスルト云アコトニナフテ居ルヤ  
ウナ次第アリマス、而シテ此議員ニ對ス  
ル買收金ノ事ニ付キマシテモ、此委員會ニ  
於テ蒐集ザレテ居ル所ノ、菅沼廣勝氏ノ書  
面ニ依テ見マスレバ、略之ヲ窺フコトガ出  
來ル、是ハ全部ノ朗讀ヘ省キマスガ、斯様  
十事ニナフテ居ル、其書面ノ中ニハ一二六  
三トナフテ居リマスガ、其第三ノ中ニ斯様ニ  
アル「其間大將が乾氏ヨリ受取サタル金額  
ハ幾回ニテ二百萬餘ニ上リソノ大部分ハ請  
員ノ買收費ニ當テラレタリトハ西川ノ言ナ  
リ」云々、斯ウナフテ居リマス、之ニ依テ  
見マスルト略ニ推測モ付キマスルガ、併シ  
此委員會ニ於キマシテハ、其ドノ金ニアッタ  
ト云ア事マデモ、詳細ニ論究スルノ手段才  
盡シテ居リマセヌカラ、是ハ吾々何レ又他  
ノ查問問題ニ付キマシテ、十分ニ此事實ノ  
眞相ヲ確ムベキモノアリタ思ヒマス  
「ヒヤー」捐手シ此問題ハ以上申上ダマス  
セウニ、多クノ辯チ要シナ一、即チ此ニ舉  
ダマシタ所ノ二三ノ證據ニ依テ見マスレ  
バ、十分ニ歴然トシテア居ル、先程ノ  
西方君ノ反對ノ御演説ヲ承ヘリマシテモ、  
此證據ニ基イテ詳細此問題ガ、委員會ニ於  
ノ體面、議員全體ノ名譽ニ關スルコトデア  
リマスカオ、唯、單ニ梅田君一人ノモノト  
致シマシテ、種々ナル感情ノ問題ニ於テ、

或ハ黨派心ニ囚ハレテ之ヲ今有耶無耶ニス  
ル、或ハ之ニ對シテ殊更反對ノ意見ヲ擧ゲ  
ルガ如キハ、吾々ノ取アザル所ニアリマ  
ス、即ち梅田君ノ此行動ハ、甚ダ議員トシテ  
晒劣ナモノデアル(拍手)吾々立法院ニ列シ  
テ居ル者ガ、共ニ齒スルコト出来ナイン  
動テアルト云ア、其事實明白デアルト云ア  
コトヲ茲ニ申上ダテ壇ヲ退キマス

## (原物兵衛君登壇)

○原物兵衛君 先づ私ハ此先例、殊ニ三十  
年前ニ起タ秋山定輔君ノ問題ニ次デ、曾  
テナカタ此查問會ト云フモノガ、此度開  
かれマシタコトニ付テ、吾々ハ考ヘナタレ  
バナラヌ事ガアルト思フノデアリマス、即  
チ秋山定輔君ハ一度事、一政黨一黨派的ノ  
内容ニ關スル問題ニ非ズシテ、正ニ國交ニ  
關スル重大ナル問題ナルガ故ニ、其議論一  
度査問ニ出ルヤ、證據モ何モナクシテ、是  
ガ一度査問會ニ付スルト云アヤ、彼ハ自ラ  
決シタト云アコトデアリマス、諸君、斯様  
ニ彼ガ決シナケレバナラヌト云アコト重大ナ問  
題デナケレバ、査問會ニ付スルナゾハ吾々  
ノモハ、少タトモ天皇ノ名ニ於テ裁判所  
議員ノ面目上ベキモノデナイト思ヒマス  
(拍手)殊ニ此査問會ノ内容——此司法裁判  
所ガ吾々ノ権利、總テノ自由ヲ制奪スル所  
之ヲ行ア、縣機ニシテ強制力ヲ以テ證據力  
ヲ蒐集シテ來マシテ、其結果之ヲ判決スル  
ト云アコトハ、神聖ナル裁判所ガソレア天  
皇ノ名ニ於テ行ア所以アリマス、此時ニ  
於テ吾々議員ノ内部ノ査問會ノ内容ヲ  
善意ニ之ヲ決スルト云アコトハ、吾々議  
會全員ノ面目デアリ、吾々議員ノ地位ノ保障  
デアルカト云アト、又同一ノ湯漫凡平君デナ  
イカ、吾々議員ノ面目ヲ考ヘ、同じ同僚ノ  
人ノ爲ニ德義上自テ引クベキ事デアルト吾  
吾ハ思アノデアリマス(拍手)然ルニ自ラ譲

據力ノ無イ——諸君、殊ニ此證據ノ中村四  
郎兵衛君、堀喜幸君ト云フ人ハ、同ジ其中  
心ノ内容ニ這入タ、謂ハシ共同被告ノ一  
人ニ證據力ハアリマセス、斯様ナル共同被  
告下同一ナル地位ニ於ケル人々、自テ此證  
據力ノ書面ヲ讀上ダテモ、何等價値ノ無イ  
モノデアルト吾々ハ言ハナタレバナヌ、  
斯様ニシテ重大ナル議員ノ内部生活ノ、若  
モ反対ニ——吾々ハサウ云フコトハ本黨ニ  
無イト信ジマスガ、反対ニ出テ行カウト云  
ア人ヲ待テ吳レト金ヲヤッタノト、ドノ程  
度ガ証スノアルカト吾々ハ思フ、斯様ナ  
カレマシタコトニ付テ、吾々ハ考ヘナタレ  
バナラヌ事ガアルト思フノデアリマス、即  
チ秋山定輔君ハ一度事、一政黨一黨派的ノ  
内容ニ關スル問題ニ非ズシテ、正ニ國交ニ  
關スル重大ナル問題ナルガ故ニ、其議論一  
度査問ニ出ルヤ、證據モ何モナクシテ、是  
ガ一度査問會ニ付スルト云アヤ、彼ハ自ラ  
決シタト云アコトデアリマス、諸君、斯様  
ニ彼ガ決シナケレバナラヌト云アコト重大ナ問  
題デナケレバ、査問會ニ付スルナゾハ吾々  
ノモハ、少タトモ天皇ノ名ニ於テ裁判所  
議員ノ面目上ベキモノデナイト思ヒマス  
(拍手)殊ニ此査問會ノ内容——此司法裁判  
所ガ吾々ノ権利、總テノ自由ヲ制奪スル所  
之ヲ行ア、縣機ニシテ強制力ヲ以テ證據力  
ヲ蒐集シテ來マシテ、其結果之ヲ判決スル  
ト云アコトハ、神聖ナル裁判所ガソレア天  
皇ノ名ニ於テ行ア所以アリマス、此時ニ  
於テ吾々議員ノ内部ノ査問會ノ内容ヲ  
善意ニ之ヲ決スルト云アコトハ、吾々議  
會全員ノ面目デアリ、吾々議員ノ地位ノ保障  
デアルカト云アト、又同一ノ湯漫凡平君デナ  
イカ、吾々議員ノ面目ヲ考ヘ、同じ同僚ノ  
人ノ爲ニ德義上自テ引クベキ事デアルト吾  
吾ハ思アノデアリマス(拍手)然ルニ自ラ譲

ト、義務教育費國庫負擔額四千万圓ガ根  
柢ヨリ裏切ラレタ時ニ、脫黨ノ決心ヲシタコ  
トハ決シテ政治ノ公明ニ恃ルモノデハナク、  
又同意見ノ人ト遙退ヲ偕ニセムト互ニ協議  
スルコトモ政治ノ常道ニ悖ルモノデハナイ  
ト信ズル、此間ノ行動ニ於テ金錢ヲ以テ同  
僚ヲ誘惑セムトシタト云ア一事が査問ノ事  
項ノ如ク祭セラレルケレドモ、ソレハ本質  
ヲ傍ケテ他人ノ分離ヲ喰ヒ止メントスル脱黨  
カレマシタコトハ火ヲ見ルヨリモ  
度カ証スノアルカト吾々ハ思フ、斯様ナ  
カレマシタコトニ付テ、而モ此本黨ノ最モ  
人格ノ高イ則元君ガ、白々シテ此壇上ニ此  
證據力ノ無イ書面ヲ讀上ダルニ至テハ、  
其陋劣サニ驚カザルヲ得ナイノデアル(拍  
手)吾々望シテ此壇上ニ於テ、斯様ナコトヲ  
言フ積リデアリマセヌデシタ、併ナガラ一  
方カ此書面ヲ讀上ダルニ至テハ、吾々モ  
亦梅田君ノ書面ヲ讀上ダルヲ得ナイノデアル(拍  
手)吾々望シテ此壇上ニ於テ、斯様ナコトヲ  
アリマス(拍手)梅田君ガ此査問委員會ニ提  
出致シマシタル所ノ書面ノ内容ハ斯ノ如ク  
ニアリマス、吾々梅田君個人ノ辯明書ハ、  
當該ノ問題ノ中村君、堀喜幸君ト同一ノ有  
力ナルモノデアルト思フノデアリマス、此  
意味ニ於テ一方ダケノ讀上ダニ對シテ吾々  
赤之ヲ讀上ダルノハ當然ノ理由デアル  
ト思フノデアリマス「口舌ヲ以テ委員會ノ  
空氣ヲ然狂セシムヨリハ冷カニ文書ヲ以  
テ良心ノ告白ヲ爲スコトノ有意義ニシテ且  
ヅ徹底スベキヲ信ジ事實ヲ左ニ明記致シ候  
事ノ起リハ二月二十八日本會議ニ於テ本員  
會全員ノ面目デアリ、吾々議員ノ地位ノ保障  
デアルカト云アト、又同一ノ湯漫凡平君デナ  
イカ、吾々議員ノ面目ヲ考ヘ、同じ同僚ノ  
人ノ爲ニ德義上自テ引クベキ事デアルト吾  
吾ハ思アノデアリマス(拍手)然ルニ自ラ譲





○議場騒然

○議長  
○議長

君ニ向テ處決ヲ求ムト云フコトハ、同鄉人ノ天下ニ對スル所ノ責任デアルト私ハ確ク信ズル者デアリマス、此理由ニ依テ本案ヲ提出致シマス(拍手)

ル問題ニ付テ質問ヲ試ミタイト思フノデアリマス、司法大臣ハ裁判所檢事局ノ行政ノ事務ノ上ニ、監督權ヲ有セラレルコトハ固ヨリデゴザイマスルガ、大臣ノ最モ権要ナ

○議長(柏谷義三君) 静浦ニ願ヒマス  
○武富濟君(續) 金錢黃白ヲ以テ議員ノ說ヲ變ゼシメントシタ事實ヲ認メルノニ十分デアリマス

○議場騒場

○議長(柏谷義三君) 御著席ヲ願ヒマス  
○武富濟君(續) 私ハ敢テ自分一個ノ獨斷的論評ヲ試ムル者デアリマセヌ、斯ル動カスベカラザル有形ノ證據ニ基イテ論結ヲ茲ニ表すルノアリマス、私ハ議員梅田寛一君ノ爲ニ洵ニ悲ム者デアリマス、私情ニ於テ忍ビザル點ガアリマスケレドモ、議員全體ノ面目ニハ換ヘラレマセヌ、帝國議會全體ノ面目ニハ換ヘルコトハ出來ヌノデアリマス、已ムヲ得ズ委員長ノ報告ノ事實アルコトヲ認メマス

○議長(柏谷義三君) 只今湯淺凡平君カラ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ議員梅田寛一君ノ處決ヲ求ムルノ決議ヲ提出スルコトノ動議ヲ提出致シマス

〔賛成「賛成」ノ聲起ル〕

○議長(柏谷義三君) 只今湯淺凡平君カラ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ議員梅田寛一君ノ處決ヲ促ス所ノ決議ヲ提出スルコトノ動議ヲ提出致シマス

〔賛成「賛成」ノ聲起ル〕

○議長(柏谷義三君) 只今湯淺凡平君カラ緊急動議ヲ提出セラレマシタ、此際日程ヲ變更シテ此緊急動議ヲ議題トスルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(柏谷義三君) 尚ホ日程變更ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者 起立〕

○議長(柏谷義三君) 起立多數デアリマス、仍チ日程ハ變更セラレマシタ——日程變更ニハ政府モ同意セラレマシタ、仍チ提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——湯淺凡平君

○議長(柏谷義三君) 決議案議員梅田寛一君處決ニ關スル件

○議長(柏谷義三君) 決議案議員梅田寛一君ハ院議ニ鑑ミ直ニ處決ス

○議長(柏谷義三君) 決議案議員梅田寛一君ニ依テ右決議ス

○議長(柏谷義三君) 決議案議員梅田寛一君ニ依テ左ノ決議ヲ提出致シタ

○議長(柏谷義三君) 決議案議員梅田寛一君ニ依テ右決議ス









